

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人の母である請求外〇〇さんに対し、平成28年5月12日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、本件処分には納得できないというものである。

国の基準の数値だけでの結果では、本人が困っているのに却下された。学校側からも取れる範囲との指導があった。今回の検査では、得意分野が不得意分野をカバーし知能指数が上がった。得意分野、不得意分野の差がありすぎて、本人も一番困っている。言葉のキャッチボールなど、トラブルになったりし、家族も対応に困る。何のために支援級に行っているのか、わからなくなる。30分から60分の検査での、即答はいかがなものかと思う。担当

の方により結果が違うのか。数値だけで判断しないでほしい。ギリギリの子供達は本当に困っている。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 9月 5日	諮問
平成28年10月11日	審議（第2回第1部会）
平成28年10月13日	処分庁へ調査照会
平成28年10月25日	処分庁から回答を収受
平成28年11月 8日	審議（第3回第1部会）
平成28年12月15日	審議（第4回第1部会）
平成29年 1月17日	審議（第5回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉セン

ター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその親権者等は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては児童相談所を判定機関とし、児童相談所長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1）及び被判定者が6歳から17歳までである場合は要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとし、要綱5条1項は、処分庁はその申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定し、同条2項は、障害の度数1度、2度、3度又は4度に該当すると認めたときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、

知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、鈴木ビネー式による知能検査の結果、I Q 78と判定されており、個別判定基準表における4度相当（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）に至らず「非該当」と記載されている。

イ 「学習能力」については、児童相談所の職員及び精神科医師による面接及び検査（以下「面接等」という。）の際、請求外〇〇さんからの聞き取りにより、平仮名は書けるが、カタカナは抜けるところもあり、買い物や簡単な加減算はできるが繰り上がり、繰り下がりのある加減算、九九及び割り算はできないとされていること等から、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算がほぼ可能」に該当する4度と記載されている。

ウ 「作業能力」については、面接等の際、鈴木ビネー式による知能検査において、「記憶によって図形を描く」課題の実施結果が良好であるとともに、請求人からの聞き取りによれば、好きな科目は技術で、作業が好きであり将来も技術系の仕事に就きたいと希望していることから、「非該当」と記載されている。

エ 「社会性」については、面接等の際の対人関係の理解及び集団的行動に関連する面接場面での様子や応答内容から個別判定基準表における4度相当に至らず「非該当」と記載されている。

オ 「意思疎通」については、面接等の際に、言語及び文字を通して自然なコミュニケーションがとれていたことから、個別判定基準表における4度相当に至らず「非該当」と記載されている。

カ 「身体的健康」については、面接等において、1歳過ぎ頃から気管支ぜんそくはあるものの、その他健康状態について特段判明していないことから個別判定基準表における4度相当に至らず「非該当」と記載されている。

キ 「日常行動」については、面接等において、日常行動において配慮すべき事項が判明しなかったため、個別判定基準表における4度相当に至らず「非該当」と記載されている。

ク 「基本的生活」については、面接等によれば、排泄、着脱衣及び食事等の身辺状況が自立しており、個別判定基準表における4度相当に至らず「非該当」と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち7項目が非該当とされ、「学習能力」については4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として非該当と判断するのが相当である。

## (2) 医学的、心理学的、社会診断所見

医学的所見欄には「IQ = 78 境界知能 非該当」と、心理学的所見欄には「CA 14 : 8 (修正年齢 14 : 1) MA 11 : 0 IQ 78 (鈴木ビネー式)」と、社会診断所見欄には「非該当の診断適当である。」と記載されている。

## (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないことは明らかであるから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、本件審査請求書において日常生活における不都合性を述べるとともに、30分から60分程度の検査での即答は納得できないなど、上記（第3）のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の日常生活における状況が請求人の主張するようなものであったとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならず、請求人の主張には理由がない。

なお、本件処分通知書の交付申請を却下した理由欄には、「愛の手帳交付の基準に基づき判定した結果、知能測定値やその他聴取内容等から総合的に判断し、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあるとは認められず、非該当となりました」と記載され、部分的には個別判定基準への適用関係が示されているが、十分な処分理由の説明を尽くしているとは認められない。今後は、理由付記の内容について工夫が必要であることを付言する。

また、処分庁は、「学習能力」について、計算能力のみに着目すれば3度相当とも考えられるが、請求人が「学習障害」との診断を

受けていることを加味し、読み書きも含めた判断として4度相当と判断したと説明する。しかし、審査会としては、請求人が「学習障害」であることは、個別判定の段階ではなく、総合判定の段階で加味すべき要素であり、「学習能力」は検査や面接の結果のみから判断すべきであると考えられることも付言する。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1及び2(略)